

概要版

吉賀町 こども計画

令和7年度▶令和11年度



令和7年3月
吉賀町



計画の趣旨と背景

吉賀町（以下「本町」という。）は、令和2年に「第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、生きること喜びを感じるまちづくり」を基本理念に掲げ、その実現に向け、子育て施策を推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、こどもの健やかな成長とこどもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「吉賀町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、こども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。加えて、本町の最上位計画である「吉賀町まちづくり計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。



計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や国の制度の変更、町民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

■計画期間

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期吉賀町子ども子育て支援事業計画					本計画				
		中間 見直し					中間 見直し		





基本理念

子どもたちが明るくすくすくと育つ誇りの持てる町を目指すため、第2期計画の基本理念を踏襲し、取り組みを進めていきます。

■基本理念

安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、生きること喜びを感じるまちづくり



基本目標

基本目標 1

こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる切れ目のない支援

基本目標 2

子育て・子育て・教育にかかる支援の充実

基本目標 3

支援が必要なこども・若者への支援

基本目標 4

こどもまんなか社会に向けた意識づくり



基本的視点

- 1 こどもの個人としての尊重と権利の保障
- 2 「子育ての喜び」を実感できる子育て支援の整備
- 3 全てのこども・若者が幸せを感じられる社会環境の整備

基本目標 01

こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる切れ目のない支援

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、親子の健やかな育ちや、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援、思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。

また、こども・若者が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本的施策

- ① 楽しく子育てできるための支援
- ② 安全に妊娠し、出産するための支援
- ③ 結婚・子育ての希望を叶えるための支援
- ④ こども・若者の健康づくりの推進

基本目標 02

子育て・子育て・教育にかかる支援の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う子育て・教育の支援の充実を図るとともに、この地域で安全に生活を送ることができ、子育てしやすい環境づくり、こどもの居場所づくりを充実させます。

基本的施策

- ① こどもの居場所づくり
- ② 子育てしやすい就労環境づくり
- ③ 豊かな自然を活用した子育ての支援
- ④ 学校教育との連携
- ⑤ こどもの安全確保

基本目標 03

支援が必要なこども・若者への支援

いじめや虐待、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーなど、適切な支援につなげます。

基本的施策

- ① 虐待の防止、早期発見
- ② こどもの貧困対策
- ③ 様々な問題を抱えるこども・若者への支援

基本目標 04

こどもまんなか社会に向けた意識づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、その重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える意識づくりを行います。

基本的施策

- ① こども・若者の意見反映の基盤づくり



教育・保育の量の見込み

計画期間中の教育・保育の量（利用者数や受入れ人数など）の見込みは、以下のとおりです。

1号…対象／3～5歳 幼児期の学校教育のみ。利用施設／幼稚園、認定こども園

2号…対象／3～5歳 保育の必要性あり。利用施設／保育所、認定こども園

3号…対象／0～2歳 保育の必要性あり。利用施設／保育所、認定こども園、地域型保育事業

【単位：実利用人数/年】

年度	令和7年度					令和8年度				
認定区分	3号			2号	1号	3号			2号	1号
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	18	25	34	104	1	18	27	24	95	1
②確保量	17	29	39	105	1	17	29	39	105	1
②－①	-1	4	5	1	0	-1	2	15	10	0

年度	令和9年度					令和10年度				
認定区分	3号			2号	1号	3号			2号	1号
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	17	27	27	87	1	16	26	27	82	1
②確保量	17	29	39	105	1	17	29	39	105	1
②－①	0	2	12	18	0	1	3	12	23	0

年度	令和11年度				
認定区分	3号			2号	1号
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	16	25	25	76	1
②確保量	17	29	39	105	1
②－①	1	4	14	29	0

※確保量については、保育所、幼稚園、認定こども園等の利用定員

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援 事業	【基本型】	量の見込み（施設数）	0	0	0	0	0
		確保方策（施設数）	0	0	0	0	0
	【特定型】	量の見込み（施設数）	0	0	0	0	0
		確保方策（施設数）	0	0	0	0	0
	【こども家庭 センター型】	量の見込み（施設数）	1	1	1	1	1
		確保方策（施設数）	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		量の見込み（人回／年）	497	457	437	419	394
		確保方策（施設数）	1	1	1	1	1
妊婦健康診査		量の見込み（回／年）	336	336	312	300	300
		確保方策（回／年）	336	336	312	300	300
産後ケア事業		量の見込み（人日／年）	84	84	78	75	75
		確保方策（人日／年）	84	84	78	75	75
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み（回／年）	120	120	112	100	100
		確保方策（回／年）	120	120	112	100	100
乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問）		量の見込み（人／年）	28	28	26	25	25
		確保方策（人／年）	28	28	26	25	25
一時預か り事業	一般型	量の見込み（人日／年）	526	465	430	401	367
		確保方策（人日／年）	526	465	430	401	367
延長保育事業		量の見込み（人／年）	9	9	9	8	8
		確保方策（人／年）	9	9	9	8	8
病児・病後児保育事業		量の見込み（人日／年）	18	16	16	15	14
		確保方策（人日／年）	18	16	16	15	14
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）		量の見込み（人／年）	0	15	15	15	15
		確保方策（人／年）	0	15	15	15	15
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		量の見込み（人／年）	186	194	187	179	186
		確保方策（人／年）	240	240	240	240	240

※養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業（幼稚園在園児型）について、見込み量は設定していません。

吉賀町こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：吉賀町役場 保健福祉課

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750

電話：0856-77-1165 FAX：0856-77-1891

編集：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所